○白子町中小企業設備改善資金利子補給金交付要綱

平成13年３月30日告示第32号

改正

平成20年９月16日告示第64号

平成22年12月27日告示第127号

白子町中小企業設備改善資金利子補給金交付要綱

（趣旨）

第１条　町長は、町内に、店舗、工場、営業所等を有する会社及び個人が経営設備の改善等を図ることを目的として、千葉県中小企業振興資金のうち設備資金又は、株式会社日本政策金融公庫が取扱う国民生活事業事業資金融資のうち設備資金若しくは中小企業事業事業資金融資のうち設備資金（以下「設備改善資金」という。）の融資を受けた場合、町内中小企業の安定的経営による町の活性化を図るため予算の範囲内において白子町補助金等交付規則（昭和47年白子町規則第１号）及びこの要綱に基づき利子補給金を交付する。

（利子補給対象者）

第２条　この要綱により利子補給の対象となる者は、次の各号の条件を満たす者とする。

(１)　町内において設備改善資金の融資を受けた者

(２)　この要綱が適用となった日以降に融資を受けた者

(３)　町内に１年以上居住している者

(４)　町税を完納している者

(５)　その他町長が必要と認める条件を満たす者

（対象資金の限度額）

第３条　この要綱により利子補給の対象となる資金は、設備改善資金の融資で１億円を限度とする。

（利子補給金額等）

第４条　利子補給金額は、対象資金に係る利子のうち毎年１月１日から12月31日までの期間について計算した額とする。ただし、融資を受けた初年度は、当該融資日から12月31日までとする。

２　利子補給金額は設備改善資金の融資で年利率４パーセントを上限とし、その２分の１の範囲とする。

３　利子補給期間は融資を受けた日から５年以内とする。

（承認申請）

第５条　利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は対象資金がこの要綱の規定に適合するか否かを町長に承認申請しなければならない。

２　申請者は前項の規定により、融資を受けた日から１カ年以内に、次の各号に定める書類を添えて白子町中小企業設備改善資金利子補給金承認申請書（別記第１号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、申請者が白子町商工会に承認申請から利子補給金の受領まで全ての手続き（以下「手続等」という。）について委任した場合は、白子町商工会は申請者に代わって手続きをすることができる。

(１)　利子補給金概要書（別記第２号様式）

(２)　融資決定通知書又はこれに代わる書類

(３)　融資対象に係る領収書の写し

(４)　融資返済予定表

(５)　町納税証明書

(６)　その他町長が必要と認めるもの

（適合の承認）

第６条　町長は前条の規定により承認申請があったときは、その内容を審査して適合の可否を決定し、申請者に白子町中小企業設備改善資金利子補給金承認通知書（別記第３号様式）により通知するものとする。

（承認の変更）

第７条　前条の規定により適合の承認を受けた者（以下「対象者」という。）が、承認の内容に変更を生じたときは、速やかに白子町中小企業設備改善資金利子補給金変更届（別記第４号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付申請及び実績報告）

第８条　対象者は毎年１月末日までに白子町中小企業設備改善資金利子補給金交付申請及び実績報告書（別記第５号様式）に次の各号に定める書類を添えて、利子補給金の交付を申請しかつ実績を報告するものとする。

(１)　承認通知書の写し

(２)　融資年末残高証明書

(３)　町納税証明書

(４)　その他町長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第９条　町長は、前条の規定による交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査して交付決定し、交付すべき額を確定し、その旨を白子町中小企業設備改善資金利子補給金交付決定及び確定通知書（別記第６号様式）により対象者に通知するものとする。

（交付請求）

第10条　対象者は、利子補給金の交付請求をしようとするときは、白子町中小企業設備改善資金利子補給金交付請求書（別記第７号様式）を町長に提出しなければならない。

（利子補給金の返還等）

第11条　町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金の交付決定を取消し、又は既に交付した利子補給金の全部もしくは一部を返還させることができる。

(１)　この要綱の規定に違反したとき。

(２)　融資資金を目的外に使用したとき。

(３)　偽りの申請その他の不正な方法により交付決定又は資金交付を受けたとき。

２　町長は、前項の規定により交付決定を取消し、又は利子補給金を返還させる場合はその旨を白子町中小企業設備改善資金利子補給金取消等通知書（別記第８号様式）により対象者に通知しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成29年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の第３条の規定は、平成29年１月１日以降に受ける設備改善資金の融資について適用し、同日前に受けた設備改善資金の融資については、なお従前の例による。

別記

第１号様式（第５条）

第２号様式（第５条）

第３号様式（第６条）

第４号様式（第７条）

第５号様式（第８条）

第６号様式（第９条）

第７号様式（第10条）

第８号様式（第11条）